

－鳥取大学医学部医学科「島根県枠」について－

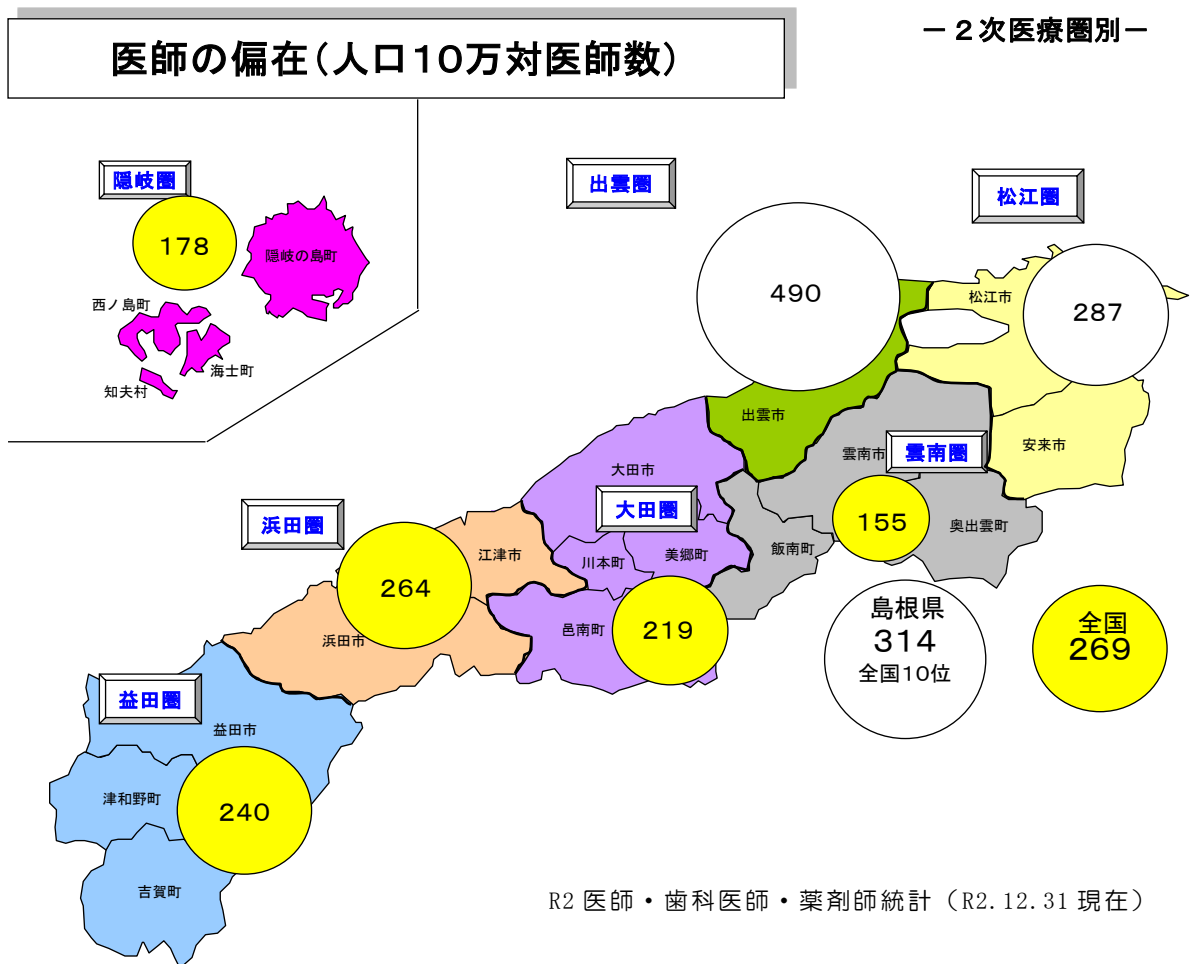
1 島根県の現状

島根県内で勤務する医師数の推移

単位:人

調査年	全国	島根県	島根県						
			松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐
平成16年	270,371	1,895	624	97	677	119	186	151	41
令和2年	339,623	2,108	691	81	847	111	205	139	34
増減 (R2-H16)	69,252	213	67	▲ 16	170	▲ 8	19	▲ 12	▲ 7

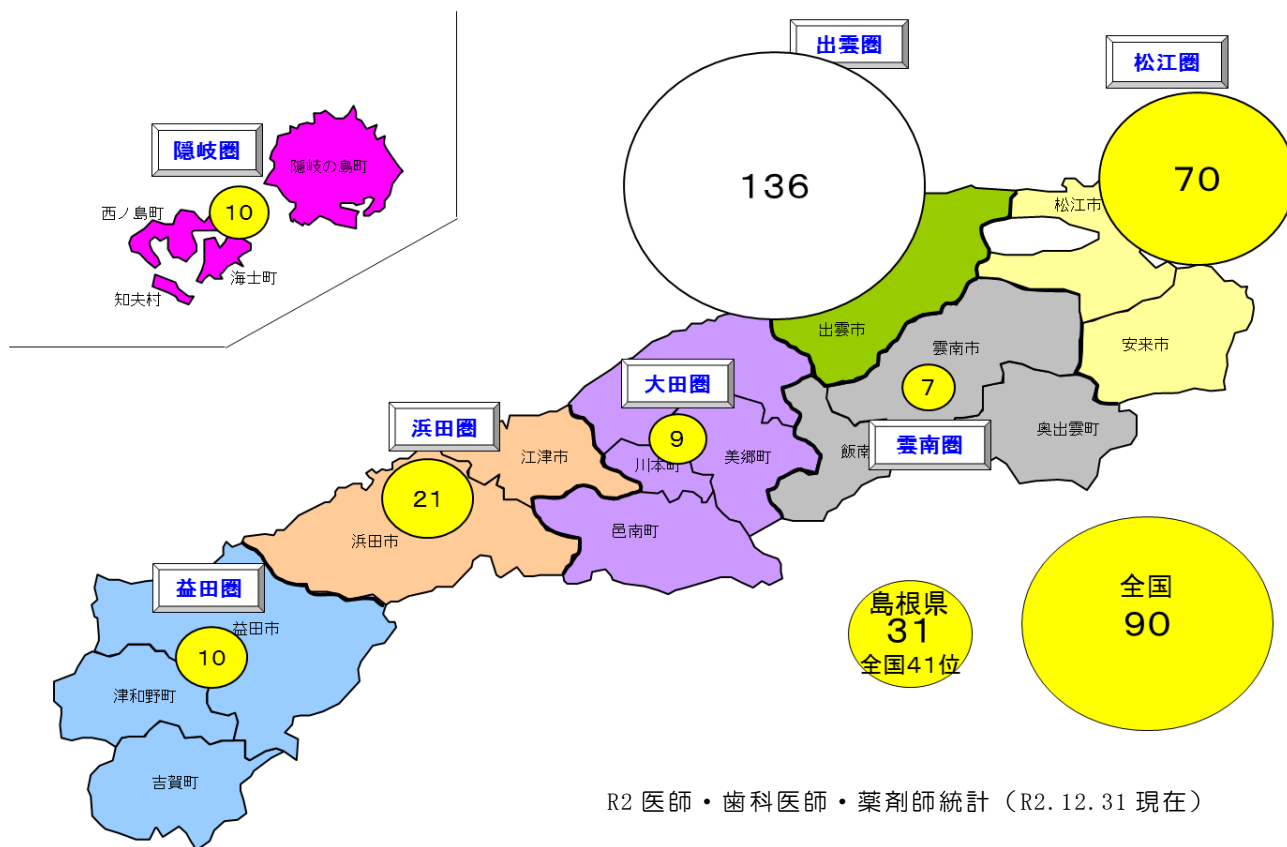
R2 医師・歯科医師・薬剤師統計 (R2.12.31 現在)



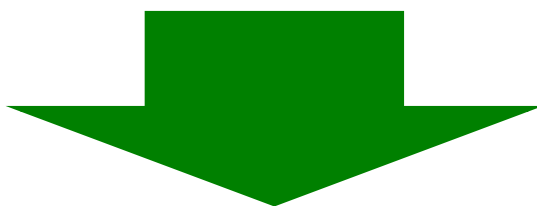
医師数は増加していますが、人口10万対医師数は、県内7圏域のうち5圏域で全国平均を下回る状況となっています。

島根県の医師数密度(人/100km²)

— 2次医療圏別 —



また、面積当たりの医師密度は、広範な中山間地域・離島を抱える圏域では、全国に比べて非常に少ない状況で、医師の偏在が課題となっています。



鳥取大学医学部医学科「島根県枠」は、医師不足や医師偏在を解消することを目的として設置されており、卒業後は中山間地域・離島を含む島根県内の医療機関で勤務し、地域医療に貢献する強い使命感を有している学生を求めています。

「島根県枠」で入学された学生には、島根県から奨学金を貸与します。

2 出願要件等（詳細は、募集要項をご確認ください）

定員	5名以内
卒業年度	問わない
出身地・ 出身高校	県内外を問わない ※ただし、島根県の地域医療に貢献する強い使命感を有していること
従事要件	<p>①卒業後は、島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修を受けること</p> <p>②卒業後は、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、①の期間を含めて9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関（注1）（うち4年間は特定地域医療機関）で医師の業務に従事すること</p> <p>（注1）指定医療機関、特定地域医療機関については、P6を参照。</p>
離脱要件	<p>従事要件からの離脱は、以下の離脱要件のいずれかに該当した場合に認められます。</p> <p>① 死亡したとき。</p> <p>② 退学等により、医学科の教育課程を修了する見込みがなくなったとき。</p> <p>③ 医師国家試験の不合格により、医師になることを断念したとき（注1）。</p> <p>④ その他、①から③に準ずるやむを得ない事由（注2）があるとして、島根県及び鳥取大学が地域医療対策協議会（島根県地域医療支援会議）に協議した上で離脱を承認したとき。</p> <p>（注1）③により離脱したのち、他の入学枠に基づく医学科の教育課程を修了することなく医師国家試験に合格したことが判明した場合は、離脱承認を取り消す。この場合、鳥取大学医学部医学科島根県枠卒業医師として従事要件を履行する。</p> <p>（注2）心身故障のうち、回復の見込みがない場合を想定している。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>島根県の奨学金を必ず受給</u>すること ・ 円滑な県内勤務とキャリア形成との両立をサポートする「<u>一般社団法人しまね地域医療支援センター</u>」に登録していただきます ・ 円滑な地域勤務と能力の開発・向上が両立できるよう、島根県と（一社）しまね地域医療支援センターが策定する「<u>島根県地域勤務医師（地域枠・奨学金貸与医師等）キャリア形成プログラム</u>」に、<u>卒業後、必ず参加</u>していただきます ・ 学生の期間を通じて地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、地域医療に貢献するキャリアを描けるよう島根県が大学の協力を得て策定する「<u>キャリア形成卒前支援プラン</u>」に、<u>在学中、参加</u>していただきます

3 島根県の奨学金（医学生地域医療奨学金）

(1) 貸与期間

大学の課程を修了する月まで。ただし、6年を超えることはできません。

(2) 貸与額

①入学金相当	282,000円（入学年のみ）
②修学費（月額）	100,000円
③授業料相当額（年額）	535,800円
【6年間貸与総額】	10,696,800円

(3) 返還免除

下記の条件に該当する場合に、奨学金の返還が免除されます。

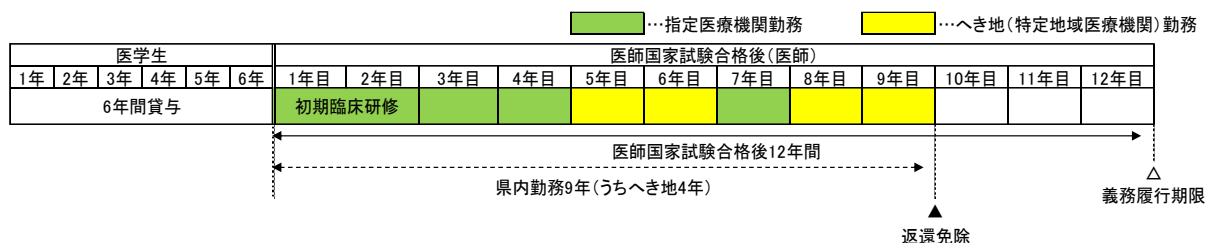
医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から、**12年（注1）**を経過する日までの間に、**島根県内の指定医療機関（注2）**において臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて**9年間（そのうち特定地域医療機関において4年以上）**医師の業務に従事したとき。

（注1）以下の場合、12年から除きます。

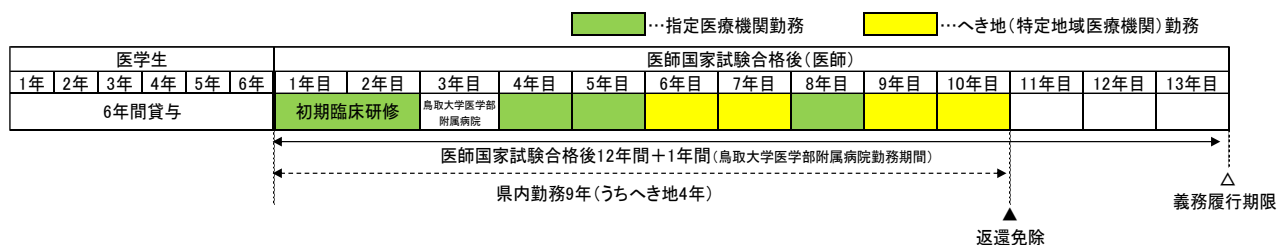
- ・ 疾病、負傷、育児等による休業・休職の期間
- ・ 鳥取大学医学部附属病院での勤務期間（臨床研修中を除く）及び指定医療機関の長の指示による県外研修等（知事が認めた場合）の期間（両期間を通算して上限3年）。

（注2）指定医療機関、特定地域医療機関については、P6を参照。

【勤務例1】



【勤務例2】



(4) サポート体制等

- ①在学中は、島根県の担当者が面談を行います。（年1回程度）
- ②卒業後は、しまね地域医療支援センターが県内勤務とキャリア形成の両立をサポートします。（P7を参照）
- ③島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、中山間地域・離島の医療機関等での医療実習を実施しています。（P7を参照）

(5) 返還

貸与した奨学金は、貸与を受けた者が次の事由に該当するときは、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由が生じた日までの日数に応じ年10%の利子を付けた金額との、合計額を返還しなければなりません。

①返還事由

- ア) 奨学金の貸与が取り消されたとき（退学等）
- イ) 大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ウ) 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき
- エ) 「(3) 返還免除」に記載の免除の条件を達成できない見込みとなったとき

②返還方法

原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日までの一括返還です。
特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。
返還期限に遅れた場合には、別途延滞金（年利15%）が必要となります。

4 その他

島根県のホームページでは、医学生地域医療奨学金の手引きを掲載しています。
下記、「お問い合わせ先」からご覧いただけます。

【お問い合わせ先】

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室（Tel 0852-22-6684）

【島根県ホームページ】

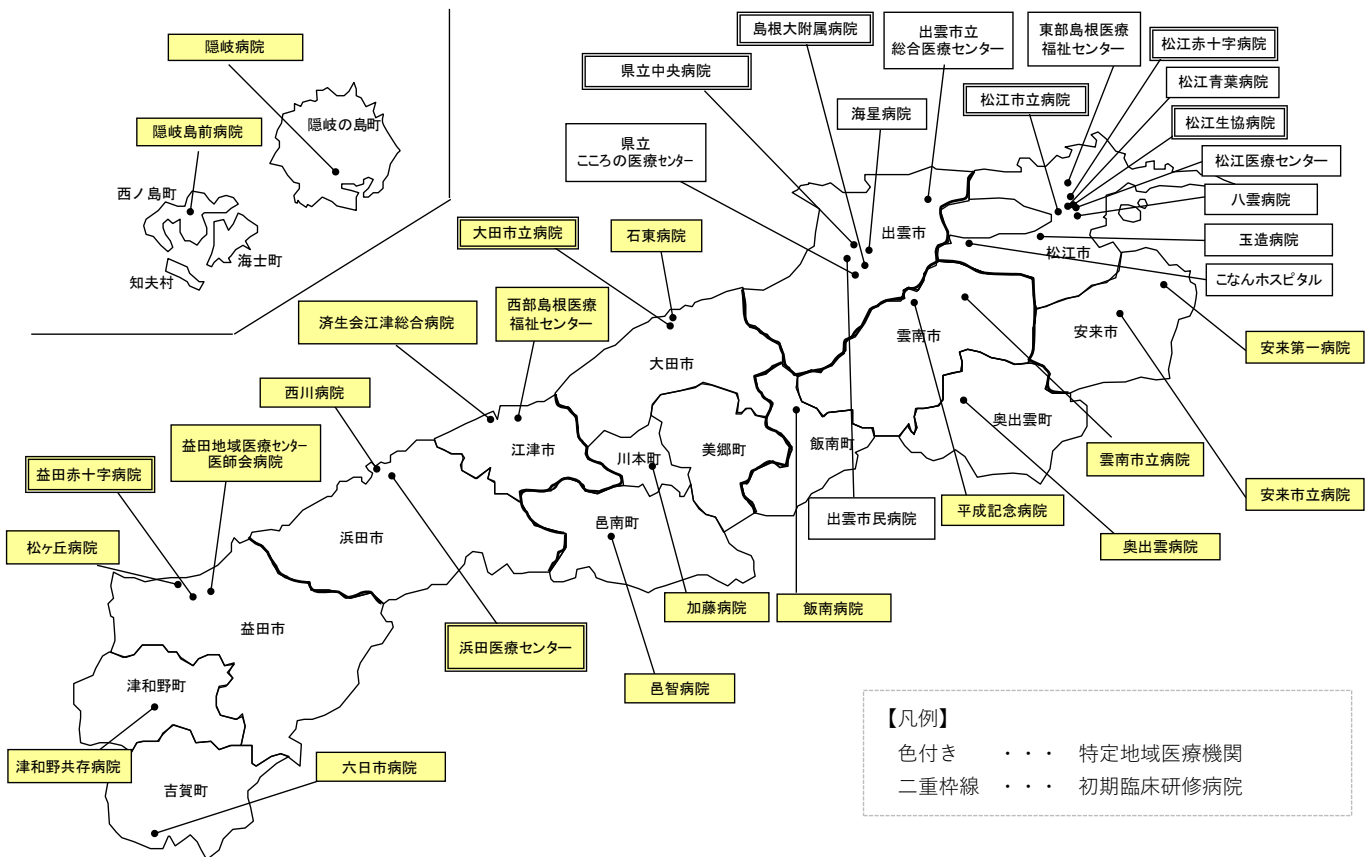
<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryoy/ishikakuhotaisaku/igakuseichiikiiryousyougakukin.html>

【e-mail】 iryoy-ishi@pref.shimane.lg.jp



主な指定医療機関及び特定地域医療機関（令和4年4月現在）

圏域	医療機関名	指定医療機関		圏域	医療機関名	指定医療機関	
			特定地域医療機関				特定地域医療機関
松江	松江市立病院	○		大田	大田市立病院	○	○
	松江保健生活協同組合総合病院 松江生協病院	○			医療法人恵和会 石東病院	○	○
	日本赤十字社 松江赤十字病院	○			社会医療法人仁寿会 加藤病院	○	○
	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター	○			邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	○	○
	医療法人青葉会 松江青葉病院	○		浜田	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	○	○
	社会福祉法人島根整肢学園 東部島根医療福祉センター	○			社会医療法人清和会 西川病院	○	○
	医療法人仁風会 八雲病院	○			社会福祉法人島根整肢学園 西部島根医療福祉センター	○	○
	地域医療機能推進機構 玉造病院	○			社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院	○	○
	医療法人同仁会 こなんホスピタル	○		益田	日本赤十字社 益田赤十字病院	○	○
	安来市立病院	○	○		公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター-医師会病院	○	○
社会医療法人昌林会 安来第一病院	○	○	社会医療法人正光会 松ヶ丘病院		○	○	
			津和野共存病院		○	○	
雲南	雲南市立病院	○	○	隠岐	社会医療法人石州会 六日市病院	○	○
	医療法人陶朋会 平成記念病院	○	○		隠岐広域連合立 隠岐病院	○	○
	奥出雲町立 奥出雲病院	○	○		隠岐広域連合立 隠岐島前病院	○	○
	飯南町立 飯南病院	○	○				
出雲	出雲医療生活協同組合 出雲市民病院	○		※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。			
	島根県立中央病院	○					
	国立大学法人 島根大学医学部附属病院	○					
	出雲市立総合医療センター	○					
	島根県立こころの医療センター	○					
	医療法人同仁会 海星病院	○					



「一般社団法人しまね地域医療支援センター」

- ◆ 地域枠や奨学金の貸与を受けた医師が県内で安心して研修・勤務してもらえるよう“オールしまね”で若手医師のキャリア形成等を支援するために、H23年8月、島根大学と島根県に設置
- ◆ 若手医師の支援体制をより一層強化するため、一般社団法人として組織を一本化（H25.3月設立）

社団法人化することにより、

- ・ 組織として、社会的な信用を得ることができ、
- ・ 独立した団体として、より機動的、弾力的かつ継続した事業実施が可能となり、
- ・ 関係する機関が組織の会員となり、より強固な連携体制のもと、それぞれの情報を共有し、知恵を出し合い「地域医療を担う医師の育成と確保」に取り組む



オールしまねで若手医師のキャリアアップを支援します！



地域医療実習

医学生に地域医療を肌で感じてもらう事業です！

対象

- 1 島根県から奨学金の貸与を受けた医学生
- 2 島根県出身の自治医科大学在学中の医学生
- 3 島根の地域医療に興味を持つ医学生（大学や出身は、問いません。）

実施時期・期間

年に2回実施（夏休み、春休み）、2～3日間

研修地域

7地区 松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐（島後、島前）

実習スケジュール例（H29益田圏域の例）

初日		2日目		3日目	
時間	内容	時間	内容	時間	内容
		8:00	益田市内ホテル出発	8:00	津和野町内ホテル出発
		9:00	津和野共存病院 ・診療見学	9:00	松本医院（益田市横田町） ・診療見学 ・医師との意見交換
				11:30	松本医院出発
		12:00	（昼休憩）	12:00	（昼休憩）
13:00	益田保健所集合 ・保健所長講義	13:00	・医師との意見交換 ・多職種連携見学 等	13:00	益田医師会病院 ・巡回診療見学 ・院内見学等
14:45	益田保健所出発			16:15	益田保健所 ・意見交換会
15:00	益田赤十字病院 ・診療見学等 ・夜間救急見学	17:00	津和野町内ホテル泊	17:00	解散
21:00	益田市内ホテル泊				

訪問診療、夜間救急外来実習、往診を含む診療所実習など多彩なプログラムを用意しています。